

中古機械・装置の貸付けに関する基準の一部改正

改正後	現 行
<p data-bbox="607 381 734 414">[前文略]</p> <p data-bbox="241 477 1099 560">第1 貸付対象となる中古機械及び装置の範囲及び貸付期間</p> <p data-bbox="297 572 1099 703">貸付対象となる中古機械及び装置（以下「中古機械等」という。）の範囲は高度化リース要領別表1から別表3に掲げるものとする。ただし、建築物及び構築物は除く。</p> <p data-bbox="297 767 1099 994">貸付期間は、高度化リース要領別表1から別表3に定める貸付期間から当該中古機械等の経過年数を差し引いた残存期間とする。ただし、残存期間が2年未満の場合は、2年とする。畜産高度化支援補完リース事業については、残存期間が7年を超える場合は、7年とする。</p> <p data-bbox="297 1058 1099 1327">なお、貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、延長することができる。延長することができる期間は、原則として、別表1から別表3の貸付期間の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとし、1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるも</p>	<p data-bbox="1480 381 1608 414">[前文略]</p> <p data-bbox="1128 477 1964 560">第1 貸付対象となる中古機械及び装置の範囲及び貸付期間</p> <p data-bbox="1184 572 1964 751">貸付対象となる中古機械及び装置（以下「中古機械等」という。）の範囲は高度化リース要領別表2から別表4に掲げるものとする。ただし、建築物及び構築物は除く。</p> <p data-bbox="1184 767 1964 1042">貸付期間は、高度化リース要領別表2から別表4に定める貸付期間から当該中古機械等の経過年数を差し引いた残存期間とする。ただし、残存期間が2年未満の場合は、2年とする。畜産高度化支援補完リース事業については、残存期間が7年を超える場合は、7年とする。</p> <p data-bbox="1184 1058 1964 1327">なお、貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、延長することができる。延長することができる期間は、原則として、別表2から別表4の貸付期間の100分の120に相当する年数（理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数）までとし、1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げ</p>

のとする。

第2 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、高度化リース要領の第1の2に定めるもの並びに補完リース要領の第1の3の(1)から(3)に定めるものとする。ただし、間接リース方式により、借受団体、転貸借受団体等になる団体等は、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）に基づく古物商許可証を取得していなければならない。

第3～第6 [略]

附 則

この基準は、平成27年4月3日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28環機第917号）

この基準の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月1日元環機第349号）

この基準の一部改正は、令和元年8月1日から適用する。

るものとする。

第2 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、高度化リース要領の第1の2の(2)、(3)及び(4)に定めるもの並びに補完リース要領の第1の3の(1)、(2)及び(3)に定めるものとする。ただし、間接リース方式により、借受団体、転貸借受団体等になる団体等は、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）に基づく古物商許可証を取得していなければならない。

第3～第6 [略]

附 則

この基準は、平成27年4月3日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28環機第917号）

この基準の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月1日元環機第349号）

この基準の一部改正は、令和元年8月1日から適用する。

附 則（令和2年11月2日2環機第475号）
この基準の一部改正は、令和元年10月4日から適用する。

附 則

1 この基準の一部改正は、令和7年4月1日から適用する。

2 改正前の基準の規定により締結した貸付け及び貸付けに係る業務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月2日2環機第475号）
この基準の一部改正は、令和元年10月4日から適用する。

別紙

[別紙様式として追加]

令和 年 月 日

中古機械等の評価書

会社名 ⑩

住所

電話番号

担当者名

担当者生年月日 年 月 日

中古機械等の名称	
製造業者	
銘柄	
形式	
機械製造番号等	
製造（輸入）年月日	年 月 日

使用履歴		
点検整備状況		
メンテナンス体制		
新品時の販売価額 (消費税抜)		
中古品機械等の価額 (消費税抜、見積金額)		
その他		
注) 本評価書は販売業者が記入する。		

(記 入 例)

別 紙

令和 年 月 日

中 古 機 械 等 の 評 価 書

会社名 ⑩

住 所

電話番号

担当者名

担当者生年月日 年 月 日

中古機械等の名称	トラクター
製造業者	〇〇〇株式会社
銘 柄	△△△
形 式	VCM- II
機械製造番号等	0005-AA6669-88888

別 紙

令和 年 月 日

中 古 機 械 等 の 評 価 書 (記 入 例)

会社名 ⑩

住 所

電話番号

担当者名

担当者生年月日 年 月 日

中古機械等の名称	トラクター
製造業者	〇〇〇株式会社
銘 柄	△△△
形 式	VCM- II
機械製造番号等	0005-AA6669-88888

製造（輸入）年月日	<u>令和3年</u> 3月1日
使用履歴	<u>令和3年5月～令和6年12月の3年8カ月間</u> にわたって使用。 使用時間数（アワーメーター）：300時間
点検整備状況	良好
メンテナンス体制	〇〇〇株式会社□□□営業所対応
新品時の販売価額 （消費税抜）	5,000,000円
中古品機械等の価額 （消費税抜、見積金額）	3,500,000円
その他	新品同様の状態 保証期間6カ月間

注） 本評価書は販売業者が記入する。

製造（輸入）年月日	<u>平成26年</u> 3月1日
使用履歴	<u>平成26年5月17日～12月31日</u> の <u>5カ月間</u> にわたって使用。 使用時間数（アワーメーター）：300時間
点検整備状況	良好
メンテナンス体制	〇〇〇株式会社□□□営業所対応
新品時の販売価額 （消費税抜）	5,000,000円
中古品機械等の価額 （消費税抜、見積金額）	3,500,000円
その他	新品同様の状態 保証期間6カ月間

注） 本評価書は販売業者が記入する。